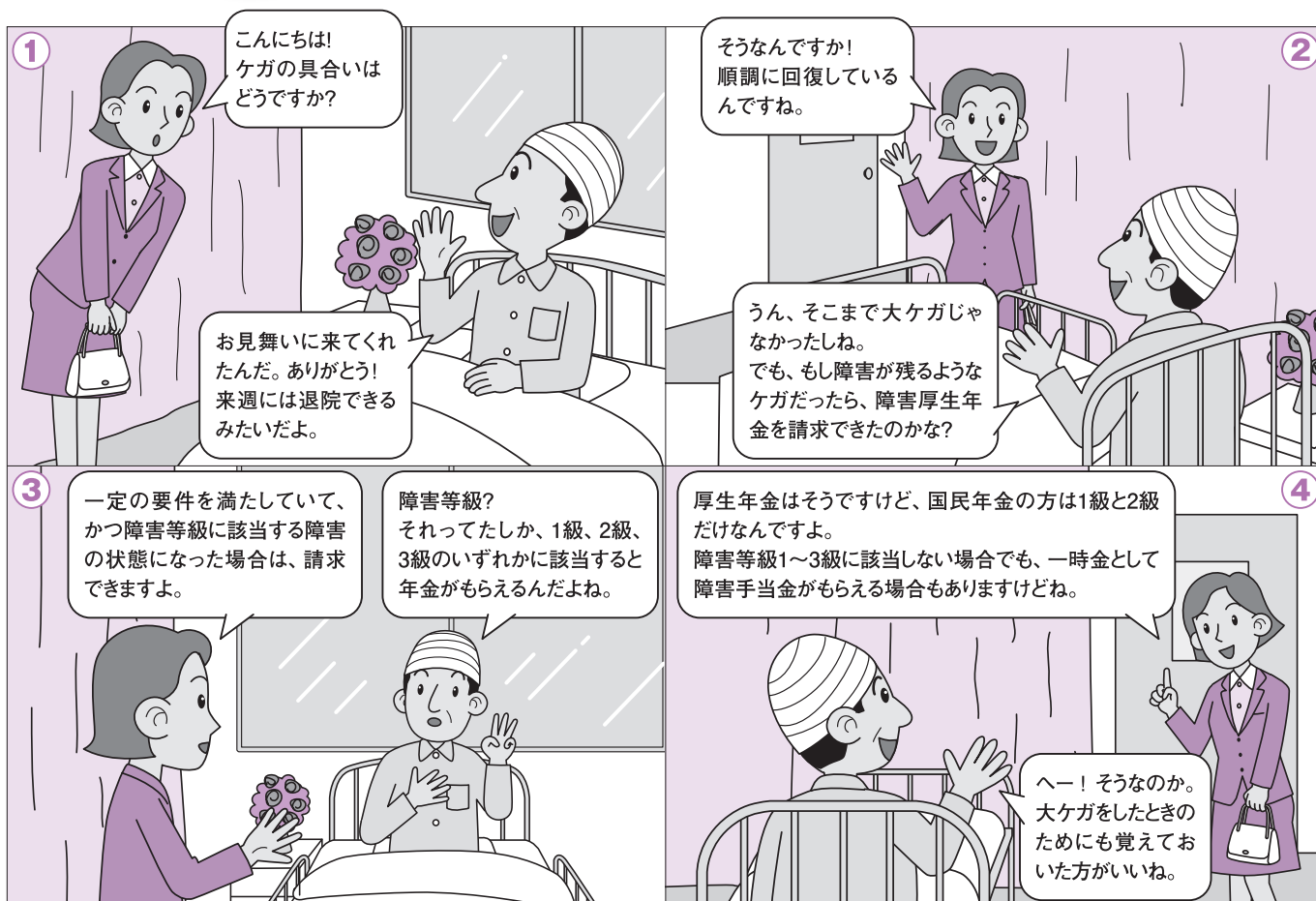




# 障害の状態になったときの年金



被保険者(組合員)である間に初診日がある病気やケガで障害等級3級以上になった場合、障害厚生年金が支給されます。また、障害等級が1級または2級に該当する程度の状態になった場合は、原則として障害基礎年金も支給されます。

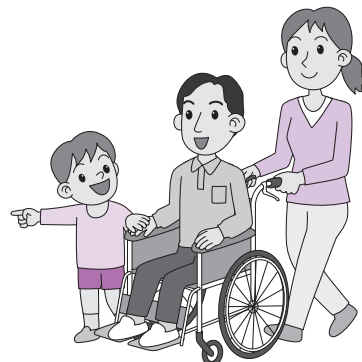
	障害等級1級	障害等級2級	障害等級3級	3級に満たない障害
厚生年金から支給	加給年金額 <sup>(注)</sup>	加給年金額 <sup>(注)</sup>	障害厚生年金	障害厚生年金
国民年金から支給	障害基礎年金	障害基礎年金	障害厚生年金	障害手当金 (一時金での支給)

(注) 加給年金額は、障害等級1級または2級の障害厚生年金受給者によって生計を維持している、下記の①②に該当する方がいる場合に加算されます。

①65歳未満の配偶者

②18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。

または、20歳未満で障害等級1級もしくは2級に該当する障害の状態にある子。



## 障害厚生年金の支給要件

障害厚生年金は、組合員もしくは組合員であった方が、障害認定要件のいずれかに該当し、かつ保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。

### 初診日要件

初診日が組合員である間にあるとき

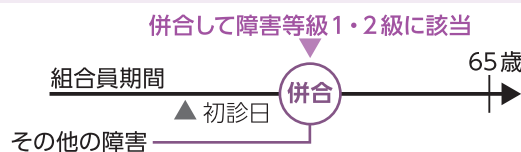
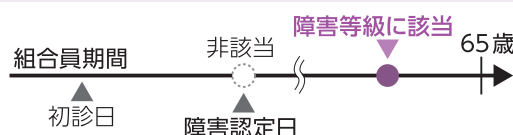
※初診日とは、障害の原因となった病気やケガについて、初めてお医者さんにかかった日をいいます。

### 障害認定要件

● 障害認定日に障害等級 1 級、2 級または 3 級に該当する程度の障害状態にあるとき

● 障害認定日において障害等級 3 級以上に該当しなかったが、その後 65 歳になる前日までの間に、その傷病により 3 級以上に該当する程度の障害状態になったとき

● 組合員である間に初診日がある傷病による障害と、その他の障害とを併合して、障害等級が 1 級・2 級に該当する障害状態になったとき



※障害認定日とは、初診日から 1 年 6 月を経過した日をいいます。

ただし、それ以前に治癒した場合や、症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った場合は、治癒した日または治療の効果が期待できない状態に至った日を障害認定日とします。

### 保険料納付要件

初診日の前々月までの保険料納付済み期間及び保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の 3 分の 2 以上あること

※ただし、平成 38 年 4 月 1 日前までの初診日については、初診日の前々月までの 1 年間に保険料の滞納がなければ支給される経過措置が設けられています。

## 障害基礎年金の支給要件

障害基礎年金は、次のすべての要件に該当した場合に支給されます。

### 初診日要件

初診日が国民年金加入中にあるとき

### 障害認定要件

障害認定日に障害等級 1 級または 2 級に該当する障害状態になったとき

もしくは、障害認定日に障害等級に該当しなかったが、その後 65 歳になる前日までの間に障害等級 2 級以上に該当する障害状態になったとき

### 保険料納付要件

初診日の前々月までの保険料納付済み期間及び保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の 3 分の 2 以上あること

※ただし、平成 38 年 4 月 1 日前までの初診日については、初診日の前々月までの 1 年間に保険料の滞納がなければ支給される経過措置が設けられています。

きになる  
ワンポイント



### 被用者年金一元化で、何か変わったことはあるの？

これまでの共済年金制度との違いは、「在職中でも支給される」ことなど次のようなものがあります。

- 在職中でも、障害給付を受給することができます
- 厚生年金と同様に「保険料納付要件」が適用されます
- 共済年金の「障害一時金」は、厚生年金に合わせて「障害手当金」となりました